



平成29年5月18日

各 位

会 社 名 太平洋セメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 修二
(コード番号 5233 東証第1部、福証)
問合せ先 総務部長 井町 孝彦
(TEL 03-5531-7334)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、本年6月29日開催予定の第19回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを推進しております。当社は、この取組みの趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株へ変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会の決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の単元株式数を1,000株から100株へ変更するにあたり、変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、当社普通株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上は9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	1,271,402,783株
併合により減少する株式数	1,144,262,505株
併合後の発行済株式総数	127,140,278株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に併合比率を乗じて算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

197,730,800株（株式併合前：1,977,308,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	69,882名（100.0%）	1,271,402,783株（100.0%）
10株未満所有株主数	1,122名（1.6%）	3,804株（0.0%）
10株以上所有株主数	68,760名（98.4%）	1,271,398,979株（100.0%）

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様1,122名（所有株式数の合計3,804株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

変更前	変更後
(株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,977,308,000</u> 株とする。	(株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>197,730,800</u> 株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関する日程

平成29年5月18日	取締役会決議日
平成29年6月29日(予定)	定時株主総会開催日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更 効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、各証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。

また、株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とすることです。

今般、当社では、単元株式数を1,000株から100株へ変更し、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。

当社は、この取組みの趣旨を踏まえ、当社の普通株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに、単元株式数変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持するため、当社普通株式について、10株を1株に併合することといたしました。

Q 3 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様の所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	3個	➔	300株	3個	なし
例②	2,400株	2個		240株	2個	なし
例③	1,726株	1個		172株	1個	0.6株
例④	504株	なし		50株	なし	0.4株
例⑤	8株	なし		なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例③~例⑤)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払いに関するご案内については、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様の口座のある証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前の所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤の場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主の地位を失うこととなります。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様が所有する当社株式の数は10分の1になりますが、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。また、株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金に影響はありますか。

株主様が所有する当社株式の数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたしますので、株式併合後に当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主は何か手続きが必要ですか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払いに関するご案内については、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

Q 7 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に市場での売買ができない単元未満株式（1株～99株）を所有する株主様は、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様の口座のある証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株式の売買停止期間はありますか。

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、

現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成29年9月26日（火）までとなります。平成29年9月27日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も同日より株式併合の効果が反映されたものとなります。

当社の株主名簿管理人のお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 土日・祝日を除く 9:00～17:00

以上